

狩猟者研修センターライフル射撃場警報装置設備工事 特記仕様書

第1条（総則）

この特記仕様書は、狩猟者研修センターライフル射撃場警報装置設備工事に適用する。また、本特記仕様書に記載されていない事項については茨城県土木工事共通仕様書および茨城県土木工事施工管理基準（令和7年4月改訂 茨城県土木部「建設工事必携」）によるものとする。

第2条（目的）

本業務は、狩猟者研修センターにおけるライフル射撃場警報装置設備の整備を行うことにより、利用者が安全かつ快適に利用できる施設とすることを目的とする。

第3条（数量）

本業務における工事数量は、工事起工概要書及び設計図書のとおりとする。

第4条（工程関係）

本業務は、狩猟者研修センターが供用されている中で実施するものであるため、工事実施時期及び作業時間については、監督員及び狩猟者研修センターの担当者と十分に協議すること。

第5条（現場管理）

- 1 施工に先立ち、現地調査を実施すること。また、施工箇所及び使用する材料、施工方法については監督員と協議し、使用材料について承認を受けるとともに、指示のとおり施工しなければならない。
- 2 工事現場には、現場代理人、主任技術者を配置すること。なお、現場代理人と主任技術者については、施工箇所が近接する場合は同じ者が兼任することを妨げない。
- 3 工事後は出来形を計測し、監督員に提出すること。

第6条（安全管理）

- 1 本工事箇所は狩猟者研修センター内にあたるため、工事の際は利用者等が安全に利用できるように配慮すること。
- 2 適切な保安施設（セーフティーコーン、すずらん灯等）、防護施設（バリケード等）を設置し、第三者に対する安全を図り、工事中における諸施設の維持管理を十分に行うこと。また、現場作業員へ安全管理については周知徹底を図ること。

第7条（疑義）

本工事の施工及び設計図書等に疑義が生じた場合には、監督員と協議のうえ、その指示に従うこと。